

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

（令和5年9月6日 午後1時00分）

●議長（佐藤武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告の3、永原和男議員。

- 1、障がい者雇用について
- 2、令和4年度国保会計と介護保険会計の決算について
- 3、資材置き場について

議席番号8番、永原和男議員。

◆8番（永原和男） 議席番号8番、永原和男でございます。障がい者雇用について伺っていきます。町長に質問です。町長は障がい者雇用についてどのような見解をお持ちでしょうか、伺います。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 永原議員からのご質問にお答えいたします。障がい者施策の基本理念とされております「障がい者基本法」においては「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要」とされております。また、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」においては、「障がい者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられる」とされております。これらの法律を根拠といたしまして、地方公共団体は障害者雇用施策全体の推進を図る責務があるだけでなく、自ら率先して障がい者雇用を進めていく責務があると考えております。以上であります。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今前段に、2本の法律の趣旨についての説明がありました。それで、私は町長の言葉で、信濃町の町長として障がい者雇用について、私はこう考えているといったことを端的に求めたいのです。お願いします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 障がい者雇用についての私自身の考え方ということであります。私は、この法律も同じことかとは思いますが、全ての国民がいろいろな機会を共有するということがベースにあって然るべきだと思っております。よって、障がいの有無とかそういうことではなくして、全ての国民が同様の権利を有し、そしてまたその権利と与

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

えられるべき幸福を分かち合うことが大事だと考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私が期待していたのは、町長がということを前提として質問しています。それはなぜかという、人事権の100パーセントを町長が、教育委員会は別ですが、人事権の100パーセントを町長が持っているわけですよね。それで、町長の決意を含めた見解を伺いたかったのですが、町長は障がい者雇用について、信濃町の町長として積極的に雇用をしていく、障がい者の労働条件を良くしていく責務と言いますか義務と言いますか、そういうものをお持ちでしょうか、伺います。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 永原議員、ご指摘のとおり、町として、町のリーダーとして障がい者雇用についてその責任を果たしていく責任があると考えております。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今、町長として、障がい者雇用についてしっかりと義務を果たしていく責任があるという答弁をいただきました。私は大変心強い答弁だと思っています。また後ほど、このことについては触れさせていただきます。この障がい者雇用につきましてはご存知のように、法定雇用率というのがあるわけです。それぞれ事務局にお伺いするようにしますが、3年と4年の障がい者雇用の雇用率とその実績について伺いたいです。これにつきましては、ホームページを見ていましたら、長野県の労働基準局が発表したのがありましたので、正しいかどうかの数字のすり合せだけお願いしたいと思うのですが、まず役場は法定雇用率が2.6パーセント、3年度の実績は2.27パーセントであったと。4年度については法定雇用率は同じく2.6パーセント、実績は3.57パーセントであったと。病院については、法定雇用率は同じ2.6ですが、実績は2.27パーセントであったと。令和4年度は法定雇用率が同じですが、実績は2.20パーセントであったと。そういうふうに私は調べたのですが、この実績と法定雇用率について数字的に間違いがあるかどうか、まずその部分、それぞれ総務課長および事務長に確認をさせていただきます。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 永原議員のおっしゃったとおりでございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

■病院事務長（丸山茂幸） 病院におきましても議員がおっしゃったとおりの数字でございます。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） それで令和5年の6月1日における数字なんですが、これはまだ調べようがないのですね。それで、それぞれ総務課長、病院の事務長、更には教育委員会さんもそれに該当してくるといったことが分かりましたものですから、その三部署での令和5年6月1日現在における雇用実績について伺いたいと思います。最初、総務課長からお願いします。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 令和5年度のまず法定雇用率ですが、2.6パーセントです、変わりございません。実雇用率につきましては、1.17パーセントとなっております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸） 病院におきまして法定雇用率については2.6パーセント、令和5年度の実雇用率につきましては3.43パーセントになります。

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

■教育次長（外谷場佳子） それでは教育委員会についてお答えをさせていただきます。教育委員会につきましては、法定雇用率2.5パーセントでございます。令和5年度6月1日現在の実雇用率につきましては1.59パーセントでございます。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） ありがとうございます。それぞれの役場、病院、教育委員会における実雇用率の数字は承知しました。特に感想としては、病院の実雇用率が法定雇用率に対して成績が良いですね。大変努力をされているのだなと思います。役場なんですが、1.17パーセントなんですね。総務課長に伺いますが、そうすると不足人員数が発生しているのかどうか、確認の意味で答弁を求めます。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 令和5年度の法廷雇用障害者数という数字が出てくるのですが、

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

それは1名足りていない状況となっております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 病院と教育委員会へは不足人数については質問はしませんが、教育委員会はありましたね、教育委員会はどうか。不足人数は何人必要になっていきますでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

■教育次長（外谷場佳子） 教育委員会におきましては、実雇用率は1.59パーセントでございますが、人員につきましては不足がないという状況でございます。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） これ私は昨日も夜遅く分からなくて悩んだのですが、今、教育次長から答弁がありました。法定雇用率が2.5パーセントなんだけれども実雇用率が1.59パーセントだと。私のような素人を見ると不足する人員数があるのではないかと思うのですが、何かあってゼロなんです。その辺の仕組みは私はよく分かりませんが、また機会がありましたら次回で取り上げていきたいと思っております。平成5年の6月の1日の調査では、役場は一人足りないということなんです。一人足りないということが明らかになりました。そこで町長に伺いますが、町長先ほどの町長の見解をお伺いした時に、町長として、言ってみれば役場の長部局のところできっと法定雇用率を意識して障がい者雇用を積極的に進めていく責任と義務があるんだという見解をいただいたと思うのです。冒頭に、5年の6月1日現在においては一人不足しているのです。今、令和6年度採用について取り組まれています。防災無線でも流されています。私は今こそ鈴木町長がリーダーシップを発揮する時だと思うのです。町長として一歩前へ出て、リーダーシップを発揮するべきだと思うのです。法定雇用率以上の具体的雇用方針をお持ちか伺いたいです。これは、次のような背景があるものですからお聞きするのですが、令和6年には法定雇用率がまた上がるのです、2.8パーセント。令和8年度について3パーセントに上がるのです。ですから、私は今だというふうに言っているわけです。来年の令和6年の6月の1日に法定調査が入るわけですが、それをクリアするために、町長はどのような具体的雇用方針をお持ちか伺います。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 永原議員にご心配をいただいておりますけれども、今年も来年度に向けての職員採用を進めておりますが、あらゆる機会を通じて障がい者のみなさんの雇用についても検討してまいりたいと思っております。そしてまた、広く募集をさせてい

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

ただいて、現時点でこの職種にというような具体的な内容はございませんが、いろいろなニーズをお聞きする中で対応できればと考えております。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 失礼ながら町長、それでは困ると言いますか、前進しないと思うのです。私が力を込めて言ったのは、今なんです。どこか有名な言葉にもありましたが、今なんですよ。あらゆるところに働きかける、これも抽象的でダメですね。具体的に提案しますが、令和6年の職員採用に当って障がい者雇用枠の設定をしませんか、今からでも。どうでしょう。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 町長の答弁の前に私が今行っている状況についてだけお答えをさせていただければと思っております。今お話のあったとおり、来年の4月採用の試験を募集もかけております。それとその採用試験に当りましては、障がい者の方については年齢制限を2歳引き上げるような形で範囲を広げるような形で募集をかけております。また今後のことですが、今後採用予定の会計年度任用職員についても、障がいをお持ちの方にも是非参加いただきたいということで幅広く知らしめているところでございます。これが今現在の状況でございますので、この後町長から答弁いただけたらと思います。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 詳細な所までお答えできずに申し訳ありませんでした。今総務課長の方から説明させていただいたとおり、障がい者に対する雇用の枠を広げて、ハードルを下げてということになるかと思いますが、そのような募集をしております。ただし、永原議員がおっしゃるような所にまでは到達できていないのかもしれませんが、今後いろいろな機会を通じて対応策を見出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 障がい者雇用枠の設定というのは、私は唐突なことを言っているのではないのです。自治体でも町長と思うような首長が雇用者の方の雇用を積極的にやりたいと、やらなきゃいけない、それがその自治体の責務であるのだと、義務であると強く認識している自治体は障がい者雇用枠というのを設定しているのです。先ほどお伺いすると、令和5年6月1日現在において1名不足しているわけでありまして。いろいろな年齢等については幅を広げているという話が総務課長からありましたが、やっぱり私は雇

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

用枠の設定、何名かは私も分かりませんがその辺の予測をしていく必要があると思うのです。その際にも、基準になるのがいわゆる正規職員だと思うのです。正規職員として何名は採用したいという雇用枠の設定、これは大事だと思うのです。また障がい者の皆さんという状況から考えますと、短時間労働を希望されている方もおられる、これもそうだろうと思うのです。短時間労働の方にも社会保障制度を充実させる、これは年金や健康保険の加入条件を少し優遇して入れるようにしていくという施策も必要だと思うのです。障がい者雇用枠の設定、繰り返しになりますが、町長、今からでも遅くはないのです。雇用枠の設定についてせめて、大至急検討するくらいな答弁をいただけませんか。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 障がい者雇用枠の設定についてですね、前向きに検討させていただきたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 鈴木町長もすっかり町長職を身につけたようで、前向きに検討というお話であります。結果として、後ろ向きに検討しなかったということのないように今から釘を刺しておきたいと思います。障がい者雇用枠の設定、これは慣れないことでしょうが、長野市もやっていますよ。県もやっていますよ。雇用枠の設定というのをきちんと信濃町もやっていくということが、冒頭、町長が私に述べられた障がい者雇用についての町長の見解を具現化していく一番の第一歩だと思うのです。早急に検討して、形として出してください。私も防災無線等を聞いていて障がい者雇用枠は何名、雇用予定です、という放送が流れることを期待しております。次の質問ですが、この9月定例議会は決算議会というふうにも呼ばれているわけですが、通告では介護保険会計についても通告しましたが、その時はまだ決算書を頂いていなかったものですから、この場では国保会計についてのみ質問をさせていただきます。令和4年度の国保会計の決算書を見ると、介護保険決算書を見ると、2000万円積み立てる旨の決算になっています。しかし、国民健康保険の決算は基金積み立てがありません。国保会計においても、私は基金としてきちんと積み立てをしていくべきだというふうに思うわけですが、積み立てをしない理由について質問をします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただ今、永原議員からご指摘がありましたとおり、介護保険会計については基金への積み立てを行いました。国民健康保険特別会計においてはそれが900万円余りでございます。令和5年度予算の歳入で見込んでおりました繰越額、これが600万円余りでありまして、これを差し引いた額が300万円に満たない少額でござ

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

いましたので、保険税の本算定におけます予算変動などを考慮して、基金への積み増しは行わず自由度を確保したということでございます。以上であります。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） この令和4年の国保の決算を見ますと、不要額の900万円余が、5年度の繰越金の財源になっているわけでしょうか、担当課長に伺います。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 令和5年度歳入の財源となっております、以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） そうですよ、これが令和5年度の会計の財源になっていると。その際に、町長が令和4年の確定申告を皆さんにしてもらって、それを基にして6月ですか、7月に本算定をしたと。その変動が生じている為にも、それを持ち込む必要があるという答弁をされました。私はその答弁は正しくないと思うのです。担当課長にも事務的な立場で、この令和4年度の不要額を繰り越していかないと経営ができなくなるのですか。担当課長、単刀直入にお答えください。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 令和5年度の予算編成をした際に、繰越金を600万円程見込んで編成がされたということでございます、以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 平成30年でしたか、国民健康保険の制度がガラッと変わったのですよね、課長さん。どのように変わったのかというと、財政については、県が全部責任を持つと。その代わり県が示した納付金さえ払ってもらえれば1年間は県が責任を持つよというふうになったわけですね。例えば、伝染病等が出て保険給付金が伸びても心配なくと。年度当初に決めた納付金さえ払ってもらえれば県は責任を持ちますとよいう制度に変わったわけです。ですから、従来なら感染症等が蔓延した際の給付費は心配でした、担当課長とすればそれは心配なはずですよ。ところが幸せなことに、今の担当課長はその心配が要らないのですよ。ですから私はこの場でも、決算・予算の際にも、この一般質問の席から提案させていただいておりますが、予備費で潤沢に入れて、給付費が急に伸びた際の為の資金として持っていなくてはならないという恐怖心は、もう取っ払ってもらいたいのです。納付金さえ納めればその年度は、私に言わせれば余程のことがな

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

い限り予算通りにいくのですね。令和5年度の国保の予算書を見ても、私としてはまだまだ予備費が多いと思います。前のその前の国保の課長さんにも努力してもらって国保の予備費はだいぶ少なくなってきました。でも、国保の予備費は余程の事が無い限り支出することが無いのです。令和4年の決算がありますが、他の科目への充当額ゼロですよ。それで予備費については約500万、480万が不要額になっているのです。では、予備費を発動しなくてはならないということはどのようなことが考えられるかという、私は2つあると思うのです。1つは、平成30年度の年にありましたが、国からの交付金の精算をしたと。そうしたら、国が信濃町に余計に交付金を上げ過ぎていたと、それを返してと言われた時に、これは平成31年の3月議会の時に議案として出てきました。約2000万円余だと思いましたが、それを返さなければいけない。それで当時の町長が講じた策は、増税案を出してきました。1世帯あたり2万円の増税案を出してきたわけです。私もこの増税案に関しては、同僚議員と力を合わせて、それは道理がないと。と言うのは、共産党の県会議員の山口典久さんが県会の2月の議会で当時の社会部長の大月さんに同じ質問をしているのです。長野県の市町村で多くのところが分担金を精算で返すようになる。しかも多額に返すようになると。それは増税で賄わないで、その保険が持っている基金を取り崩してそれをするということがいかがでしょうか。当時の社会部長の答弁です。そのことは合理的な方法だというふうに答弁されているわけです。私もそのような情報を得て、非常に心強く思って6人の議員が賛同してくれてその増税議案が否決になったという経過があります。それが1つです、返さなければなくなる理由として。あともう1つ、どのようなことが考えられるかという、想定のない支出です。どんな支出があるのかといたら、例えば公用車がダメになったとか、何かの理由でコンピュータがダメになったなど物理的な要因だと思うのです。まずそれもそれ程考えられない。従って私の持論としては、国保会計については予備費については2~300万あればいいのではないかと思っていますのです。2~300万では不安だと言えは4~500万でも私はいいと思うのです。当時は1000万円台でしたから、それが各担当課長の努力によってこの予備費が少なくなっているわけです。ですから話をまとめますと、令和5年度の国保経営上、本算定によっての変動等に備えて令和4年度の不要額900万円が必要なのだという理屈は通らないのです、町長。これは担当課長、いかがでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 永原議員さんの方がより詳しいのですが、私も全体的な部分の中での予算の運営についてまだ理解不足な点もありますけれども、平成30年度に県の保険者が統一されて、県の方で一括で見るといった部分。それに対して、保険税額が県下統一されればそういった予備費等が少額でも運営ができるのだろうと思っています。ただ今現在、各市町村まちまちで、町に対して保険給付が来ますので、当然不足等が生じる部分もあって、基金及び予備費がある程度必要なのかと考えています。以上です。

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私は、国保担当課長はとても真面目な人なのだろうと思うのです。保険給付に不足が生じるだろうという恐怖心や呪縛、つまり縛られることはないのです。もうそのようなことはないのですから。予定されている以上の給付費が発生すれば、その年度においては繰返しになります。県が払ってくれるのですから。例えば、1000万オーバーしようが5000万オーバーしようが1億円オーバーしようが、その年度においての給付費は年度当初に決められた納付金を納めてさえいけばその1年間の給付については心配ゼロなんです。ですから、何とかその辺を課長始め、担当者の皆さんの中でも共有してもらって、繰越金が次年度への財布へ入って、それが予備費計上されるというのを見ていると、何とかならないものかと思うのです。それで、県下の中でも200万単位で基金へ積み立てている町村はあります。ですから、仮に200万だとすると繰越金は約400万円台ですよね。そのようにやっているところもあるわけであり。私は今回で見れば、最低でも500万円くらい、あるいは600万円くらい基金へ積み立てることが必要だというふうに思うわけであり。その点についても、ぜひ専門家の職員ともコミュニケーションを取って、このような不要額が出た時には基金へ積み立てるという習慣と言いますか、そのような確立をして欲しいなと思います。さて次の、町内における資材置き場の問題について質問をします。町長にお伺いしますが、資材置き場と称する施設、最近町内で増えていると思うのです。私の富士里の中でも新しいのができましたし、また新しいのができそうな動きがあります。それで、町内におけるこの実態は今どうなっているのでしょうか。どのように把握されているかお伺いをします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 資材置き場と称する施設が最近増えているのではないかというご指摘であります。町内におきます資材置き場と称する有価物取り扱い施設でございますけれども、現在、4者程把握しております。議員ご指摘のとおり、最近増えているのかという点については、町といたしましても同様に感じているところでございます。増えつつある理由といたしましては、持続可能な社会の実現に向けたリサイクルへの関心が高まっていること、そしてまた工業製品の原料の値上がり、再生技術の進歩というようなことも相まって、参入するリサイクル業者そのものが増えている、そうしたことが要因ではないかと推察しているところでございます。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 町の調べでは、有価物取り扱い施設というのですか。それが4か所あるということが明らかになりました。私が前置きして、資材置き場と称した施設というのは、業者さんがその地域、その組へ、実はお宅のどこどこに資材置き場と作りたいと、ほとんどの場合それで入ってくるのです。その資材置き場が変って、有価物取り扱い

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

い施設になっているのです。ですから、この有価物取り扱い施設について産廃処理場ではないかという疑念を持っている町民が多いのではないかと私は思っているのです。それで今聞いているわけであります。この施設については、山林や原野、農地がこの対象とされていると思うのです。この質問は時間が限られていますから、私は農地に限って質問をしていきたいと思えます。その前に前段として、町長、山林も今大変な状況に置かれているのですよ。山林についてもきちんと、町長に届け出る伐採届けに目を光らせていただきたいということを前置きして、農地に限定して、以下質問をさせていただきます。農業委員長さん、就任されて早々で恐縮でございますが、本年の3月に開催された農業委員会総会で、野尻の海端の田んぼが5条転用されたという経過があります。この農業委員会総会ではどのような審議がされたのか、できましたら会議録を元に開示を頂きたいと思えます。

●議長（佐藤武雄） 小林農業委員長。

■農業委員長（小林 栄） その時の農業委員会の議事録を読ませていただきます。令和5年3月27日開催の農業委員会で、審議結果について報告します。会長「それでは、議案第2号に移りたいと思えます。農地法第5条の規定による許可申請の件について、事務局お願いします。」事務局説明「それでは、資料32ページをご覧ください。今月、農地転用申請は1件ありました。野尻のAさんの土地を中野市の建設建築会社の事業者が売買した上で、そこを建設資材の資材置き場に使用したいということで農地転用の申請がありました。場所は地図にもありますが、野尻保育園と旧野尻湖小学校の間の部分にある場所です。特に屋根等を付けることなく保育園児が入らないように柵をする程度以上のことはしないと聞いております。なお、この場所に関しては土地計画の用途地域の第1種住居地域に入っていますので、農地転用が簡単に認められる区域だということをおし添えておきます。こちらからは以上です。」で、会長の方から「それでは、今事務局から説明がありましたけれども、転用条件については問題ないということですか。何か質問等ございますか。」「私の方からですが、将来に渡ってこれは資材置き場とかになっていくのだから、景観等の関係や保育園と学校との間なので、気を使う部分がないのかどうか確認しておきたいのですけれども、よくこういうことが問題になることが多いではないですか。資材置き場だから変なこととはないとはいえませんが、万が一の事を考えればね。」事務局説明「保育園のすぐ隣だということなので、事前にこの事業者が信濃町の教育委員会の保育園担当者にこういうことをしたいが、可能かという問合せをした上で、園児が入ったりして不測の事態がないように、子供が入れないようにバリケードをするということは言っていました。すみませんが、経過に関しては私の勉強不足で即答できません。よろしくお願いします。」会長「他に何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声。）それでは確認をいただける方は挙手をいただきたいと思います。」賛成者挙手。「どうもありがとうございました。以上で議案第2号は承認されました。」以上が審議の内容となります。

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 大変リアルに答弁いただきまして、どうもありがとうございます。今の話を聞いていると、この後質問したいと思ったのは、まず農業委員さんの中にも、あそこの場所が資材置き場になって景観上問題にならないのかと疑問を持たれる、私はこのことはごく当たり前のことだと思うのです。そのことがちょっと活かされてきていません。それで、その土地に隣接する保育所について教育委員会のOKを貰ったというふうに、私は今の会議録を朗読されているのを聞いて思ったのですが、教育委員会はそんなに、いいですよ、どうぞご自由におやりくださいなんて、そんなものですか。質問します。

●議長（佐藤武雄） 外谷場教育次長。

■教育次長（外谷場佳子） 正式なものとして伺ったことはないですが、多分窓口で相談をされたのだと思います。ただ、私の権利を超えてのことはできませんので、もし本当にそのようなことをやるのであれば、子供が入ったり、そのようなことはしないようにしてもらいたいということでお答えをさせていただいたと考えておりますので、それをもってこちらは許可をしたとか、そのようなことではなく一般的な話として回答をさせていただいたと考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） なるほど、そのようなことがあったのですね。これで町長に伺いますが、観光課長でもどちらかで結構ですが、観光の拠点ですよ、あそこは。第2駐車場があるんですから。その真ん前に資材置き場ができて、そのことに関して町は何か相談はありましたか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） 私は農業委員会事務局長も拝命しているわけですが、町の立場というかそちらの部分では事前に相談はございませんでした。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 観光の拠点である第2駐車場に設置するところなんです、商工観光課には何の相談もない。これはもちろん全体は把握している、総務課長の方にも何の業者も相談に行っていないですか。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

■総務課長（松木和幸） 初めて聞いた状況です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私はこの農業委員会で、5条転用の審議をする際に、事務局長の佐藤課長にお伺いしますが、申請者が5条による転用をお願いしますと申請書を上げてきた中に、隣接地権者くらいの同意書をいうのは必要ないのでしょうか。例えば、今私が総務課長にも確認したり、観光課長の佐藤さんにも確認しました。あるいは、教育委員会の方にも確認しましたが、行政だけでも文書を持って同意書を求めるといった行為をしていただくということは大事だと思うのですが、一般論で結構です。5条申請を農業委員会にする時に申請者は隣接する地主さんの同意書なりの添付は必要ないということでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） 今回のケースでは農業振興地域内ではないというのが一つ、それから10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地ではない、それから、土地改良等の事業を行って8年以内ではないというようなことを確認し、都市計画法の用途指定がされているというようなこともありまして、隣接の土地所有者の同意書は聴取しませんでした。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 要するに、結論だけ教えてください。私は一般論と前置きしたのです。5条申請する前に、地続きの人の同意書は必要ないということですか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） このケースでは必要ないと判断して取っていません。以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 課長、このケースというのは第2駐車場に隣接していることを言っているのでしょうか。そうではなく、これから富士里でも古間でもこのような事例は出てくると思うのです。ケースバイケースでやるのではないのでしょうか。私は、5条申請の時には必要添付書類として同意書を付けなさいという指導をするべきだと思うのです。農業委員長さんにもお願いします。これは農業委員会の中で研究議論をして欲しいと思うのです、研究議論を。事務局長としてどうでしょう。そんなことをすると法律に触

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

れてとてもできないことですか。研究検討することは可能ですか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） その辺は自治体の判断等もあるということなので、また次回というか農業委員会の方でも基準をしっかりと確認して進めていきたいと思ます、以上です。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 課長、今自治体の判断と言いましたね。正確に言うと農業委員会の判断ということですね。会長さん、農業委員会が同意書を添付させることにするかどうか、農業委員会が判断することのようです。ぜひとも、定例総会の際に農業委員さんが心配しているようなことも、ごもっともなことだと思うのです。ぜひ次回以降の農業委員会の中で、信濃町の場合には添付書を、同意書の添付を求めようではないかと検討を大至急開始して欲しいと思ます。まずその点について、会長の決意を一つ教えてください。

●議長（佐藤武雄） 小林農業委員長。

■農業委員長（小林 栄） 分かりました。次回の総会におきまして、議論したいと思います。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） ありがとうございます。期待をしております。それともう一つ、話の経過の中で当該地は、第2駐車場に隣接する野尻保育所の隣になる当該地は、都市計画区域内と呼ぶ言葉がありました。この事務を担当する建設課長に伺いますが、都市計画区域なんですが工場地域とか環境地域とかいろいろあると思うのですが、どのような地域指定がされているところですか、そこは。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 私の方からお答えしますが、場所につきましては私も把握していなかったのですが、永原議員さんからお聞きしまして、その場所につきましては都市計画区域の第一種住居地域になっている場所だと思ます。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

◆8番（永原和男） それでは、建設課が建築確認もする事務も行うところでもありますから重ねてお伺いしますが、住宅地域に資材置き場を造れるのですか。普通の私の感覚、多くの町民の皆さんも、住宅地域と指定されたのにそのようなものを造れるのかという疑問を持つのは当然だと思うのです。課長、これは造れるのですかどうですか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 都市計画法上では、その指定区域に建物を建てる際の容積率であるとか建ぺい率等を定めています。いわゆる容積率、建ぺい率を定めて、その用途に応じた規制をするための法律になっているのですが、建物を建てる場合は通常は建築確認を取るのが通常ですけれども、建物でないものにつきましては建築基準法の制限には該当しないということでございます。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 第一種の住宅地域というように都市計画で定めた。私はそこは野尻湖の中でも一番良い場所の一つだと思います。あそこへ住宅等造れば、環境も良いし良いところだと思うのです。それを、建物は造らなくて資材置き場としていろいろなものを持ってきて、資材と称して置いておいても、つまり極論かもしれませんが、課長、法的には問題なしというように思っているのでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長（柄澤 豊） 今ほどの都市計画法上で、規制はできません。

●議長（佐藤武雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 本当に残念と言いますか、無力感を感じると言いますか。しかし、この問題を考える時に、私は入口が農業委員会への5条申請にあったというように思うのです。それで、行政に聞いても、教育委員会の方にも正式な図面なり文書なり持ってきての相談には行っていないと。窓口での話だったと。それから第2駐車場を管理している観光の方も行っていないと。町全体を見ている総務課長に聞きましたら、総務課長も知らない。これは多分、町長も知らなかったと思うのです。私はこのようなことは繰り返してはいけないと思うのです。そのために、先ほど農業委員長さんから心強い答弁をいただきましたが、きちんと同意書を取ると。同意書を取れば当然教育委員会も正式に相談に行きますよね。これ、観光課と言いますか総務課と言いますか、このような場合にはどうなるのでしょうか、町のほうへも相談に行きますよね。そのように、農地の場合の転用について、きちんと関係者の同意を取るといった行為を通じて、資材置き場と称した、いろいろな町民の皆さんも困ったりしている有価物取扱施設等が、等とあ

令和5年第421回信濃町議会定例会9月会議会議録（3日目）

えて言います、等ができないようにしていくというのは町の施策として重要なことだと思います。ぜひそのような方向で、町を上げて検討をしていただきたいということを最後に申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。会長さん、どうもありがとうございました。

- 議長（佐藤武雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。この際、午後2時10分まで休憩いたします。

（終了 午後1時57分）